

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（746））
2. 日 時：平成30年3月8日 13時30分～18時10分
3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、津金主任安全審査官、村上主任安全審査官、田尻安全審査官、
照井安全審査官、堀野技術参与、山浦技術参与

（原子力規制部 審査グループ 地震・津波審査部門）

植木安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室プラント安全向上グループ グループマネージャー
他11名

東北電力株式会社：原子力部（原子力業務） 副長 他2名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部原子炉安全技術グループ 担当
他2名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 主任 他3名

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力安全評価チーム 主任 他1名

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力耐震） 担当 他2名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他1名

5. 要旨

(1) 日本原子力発電から、3月5日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請に係る強度計算の基本方針、強度計算方法の概要等について、説明があった。

(2) 原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

＜強度計算の基本方針＞

【強度計算の基本方針】

- 昭和45年告示と平成6年告示では適用させる考え方が異なるため、それぞれ正確に記載すること。
- クラス3機器の基本方針については、設計・建設規格を適用する設備と保安水準を適用する設備を書き分けること。
- 重大事故等クラス2機器のうち施設時の適用規格が告示第501号でない機器の基本設計方針について、評価区分の整理フローと整合させて提示すること。
- 重大事故等クラス2でありクラス1機器である設備及びその支持構造物の強度計算の基本方針について、記載を整理して提示すること。
- 重大事故等クラス2機器でありクラス1機器である機器の強度評価における条件設定の妥当性について、説明の準備状況・検討状況を早急に提示すること。
- 施設時の適用規格が告示第501号でない機器に係る強度評価において、設計・建設規格を適用することの妥当性について、説明の準備状況・検討状況を早急に提示すること。

【強度計算方法の概要】

- 原子炉冷却材圧力バウンダリとなる隔離弁のうち第二隔離弁について、重大事故等対処設備としての設計の必要性について整理して提示すること。

＜外部火災への配慮に関する説明書＞

- 非常用ディーゼル発電機吸気フィルタと建屋において、周辺温度の設定の考え方が異なる理由について、整理して提示すること。
- 火災の影響評価において、放熱を考慮する場合としない場合の考え方の違いについて、整理して提示すること。また、放熱量の計算手法の妥当性について提示すること。

＜竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書＞

- 水密扉の貫通評価において、保守性をどのように確保しているのか整理して提示すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・クラス3機器の強度計算の基本方針
- ・重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス2支持構造物の強度計算の基本方針
- ・強度評価に関する基本的な考え方（東海第二）
- ・強度計算方法の概要
- ・外部火災への配慮に関する説明書
- ・東海第二発電所 工事計画に係る説明資料（外部火災への配慮に関する説明書）
- ・隣接事業所からの飛来物が想定される施設の設計方針について